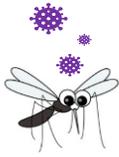


牛の異常産ワクチンを接種しましょう

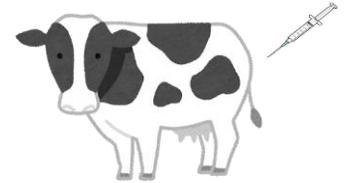
異常産ワクチン接種の自衛防疫事業が廃止となり、市町等による接種希望頭数などのとりまとめがなくなりました。

飼養者さんからNOSAIやかかりつけの獣医師にご相談のうえ、ワクチンを接種してください！

媒介昆虫が活動する前のワクチン接種が大切です



対象 繁殖に供する牛
接種時期 6月頃まで



種類	効能	備考
単味	アカバネウイルスによる異常産予防	主に生ワクチン。複数の業者のものがあります
3種混	単味＋チュウザン病、アイノウイルスによる異常産予防	KMバイオロジクス(株)※ 不活化ワクチン
4種混	3種混＋ピートンウイルスによる異常産予防	不活化ワクチン

※印の製品が、これまで接種されていたワクチンです。

ワクチンの種類を変更した場合やはじめて接種する牛は2回/年の接種が必要になります(一部の単味ワクチンは1回/年の接種でOK)。

NOSAIやかかりつけの獣医師にご相談のうえ、ワクチンを選択いただき接種ください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)近江八幡市西本郷町226-1

Tel:0748-37-7511, Fax:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

◆ (北西部支所)高島市今津町弘川249-1

◆ Tel:0740-22-2145, Fax:0740-22-6681

◆ 緊急携帯:080-6176-8052